

青梅都市計画生産緑地地区の変更（案）

青梅都市計画生産緑地地区の変更について

生産緑地地区は、市街化区域内にある農地等の緑地機能を活かし、計画的、永続的に保全することにより、公害や災害の防止に役立てるとともに、良好な都市環境の形成を図るための都市計画の制度です。

生産緑地の指定を受けた土地は、生産緑地法により、農地等として管理、保全することが義務づけられ、農地等以外の利用が制限されています。

本案は、農業の主たる従事者の死亡などによって買取り申出が行われ、行為制限が解除になった生産緑地について、生産緑地地区から削除するため、青梅都市計画生産緑地地区を変更しようとするものです。

生産緑地地区の都市計画変更スケジュール

年	平成30年										
月	3	4	5	6	7	8	9	10	11		
都市計画変更手続き	都市計画案の作成	20日 都へ「協議書」を提出	23日 都から「協議結果通知書」を受理	1日～15日 都市計画案の公告・縦覧	17日 都市計画審議会・諮問	関係図書等の作成		1日 都市計画決定・告示・縦覧	関係図書の送付		
広報による周知			9日 農業委員会へ意見照会	28日 農業委員会からの回答	1日 広報おうめ掲載・縦覧			1日 広報おうめ掲載・決定			

青梅都市計画生産緑地地区の変更（青梅市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

種類および面積

種 類	面 積
生 産 緑 地 地 区	約 1 3 0 . 6 4 h a

理 由

買取り申出に伴い行為制限の解除となった生産緑地地区の一部を削除する。

新 旧 対 照 表

変 更 前	変 更 事 項	変 更 後
<p style="text-align: center;">7 1 0 地区 1 3 0 . 9 8 ha</p> <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <p style="text-align: center;">内 訳</p> <p>○旧法第 1 種指定 1 2 . 8 2 ha</p> <p>○現法指定 1 1 8 . 1 6 ha</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>・当初告示日 昭和 5 0 年 1 2 月 2 6 日</p> <p>・前回告示日 平成 2 9 年 1 0 月 1 日</p> </div>	<p>○削除のみ 6 筆、△ 0 . 3 4 ha</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>・ 行為制限解除 4 筆、△ 0 . 3 4 ha</p> <p>・ その他 2 筆、△ 0 . 0 0 ha</p> </div> <p>○精査によるもの △ 0 . 0 0 ha</p>	<p>告示日時点 7 0 8 地区 1 3 0 . 6 4 ha</p> <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <p style="text-align: center;">内 訳</p> <p>○旧法第 1 種指定 1 2 . 8 2 ha</p> <p>○現法指定 1 1 7 . 8 2 ha</p>

青梅都市計画生産緑地地区

総 括 図
計 画 図